

静岡県告示第384号

静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱（平成13年静岡県告示第672号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月14日

静岡県知事 川勝平太

別表1中	「	市町が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 特定漁港漁場整備事業 (2) 漁港関連道整備事業	を	「	市町が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費	」
	」	市町が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 海岸保全施設整備事業 (2) 海岸環境整備事業		」	市町が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 海岸保全施設整備事業 (2) 津波・高潮危機管理対策事業 (3) 海岸環境整備事業	

に改める。

別表2を次のように改める。

別表 2

事業名	区分			補助率	
漁港施設 整備事業	特定漁港漁 場整備事業	第1種漁港	本土	10分の2.5。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路（以下「避難経路」という。）の整備に要する経費については、6分の1	
			離島	外郭水域	100分の2.5
				係留	100分の12.5
		輸送用地	10分の2。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、27分の4		
		第2種漁港	10分の2.5。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、6分の1		
		第3種漁港	10分の3。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、5分の1		
漁港海岸 整備事業	海岸保全施設整備事業	高潮対策	本土	10分の4	
		侵食対策	離島	10分の3.5	
	海岸耐震対策				
	海岸堤防等老朽化対策				
津波・高潮危機管理対策事業	10分の4。ただし、津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）に要する経費については、15分の4				
海岸環境整備事業	3分の1				

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。